

津 市 公 報		第 8 1 号 平成2 1 年5 月7 日
目 次		
規 則		
津市市税条例施行規則の一部を改正する規則		
告 示		
認可地縁団体の告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
市道路線の廃止		
市道路線の認定		
市道路線の区域変更		
市道路線の供用開始		
国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証の無効		
保育所入所負担金収納事務の一部の委託		
認可地縁団体の告示事項の変更		
保管屋外広告物		
認可地縁団体の告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
平成21年産の大豆に適用する単位当たり共済金額等		
認可地縁団体の告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
公 告		
犬の抑留		
建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行		
犬の抑留		
開発行為に関する工事の完了		
開発行為に関する工事の完了		
建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行		
水道局告示		
津市水道局指定給水装置工事事業者の廃止		
津市水道局指定給水装置工事事業者の廃止		
津市水道局指定給水装置工事事業者の廃止		
水道局公告		
建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行		
※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。		

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月30日

津市長 松 田 直 久

津市規則第18号

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則（平成18年津市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第64号様式その1及びその2を次のように改める。

第64号様式その1 (第21条関係)

(表)

④ 年度 輕自動車稅領收濟通知書

[illegible]

④ 年度 軽自動車税納付書

口座番号											
加入者名	津市										
税額											
督促手数料	円										
延滞金	円										
合計	円										
年度			税目	雑自動車税		年	月	日			
納期限											
納税通知書番号											
納税者											

上記のとおり納付します。

金銭徴収使用書		領収日付印
日 計		
口数		
金額		
備考		

(取捨金種機関・コンビニ二店鋪販賣)

④ 年度 軽自動車税 納税通知書兼領収証書
口座番号 加入者名 津市

(住 所)		様方	
(氏 名)		様	
お問い合わせ番号			

納税通知書番号	車 種	格 額	円
		償還手数料	円
車両 (標識)番号		延滞金	円
納期限	年 月 日	合計納付額	円

上記の金額を納期限までに納付してください。

年 月 日 連井邑 (氏 名) 国

輕自動車税車検用納税証明書

次の有効期限までに車検を受けられる人は、この証明書を呈示して、検査を受けてください。

住所・氏名	車間番号	有効期限	年 月 日	上記の車両は、滞留がないことを証明します。	津市長（氏 名） 印	領収日付印

(取扱金融機関・コンビニ店舗保管)

(津市保管)

預収します。

車検用納税証明について

- 軽自動車の継続検査を受ける際には、道路運送車両法第91条の2第1項の規定により軽自動車税の納税証明が必要です。
- 原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪車には、納税証明書は不要ですので、** *日*で採消してあります。
- 前年度分の取納処理は本年3月末日までの領収済みについて行いました。未納の人・3月末日以降に納められた人については、この納税証明は無効ですので津市（名称）課（電話番号）まで御相談ください。

お知らせ

- 軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税されます。
- 軽自動車税は、月割課税の制度はありません。したがって、4月4日2日以降に廃車等の手続をされた場合は、税額の変更や還付はありません。

(裏)

課税の根拠

この税金は地方税法及び津市市税条例の規定により、4月1日現在に津市内に軽自動車等を所有している人に課税するものです。

不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に津市を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

延滞金等

(1) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントに満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額が加算されます。

(2) 督促手数料

納期限までに完納されない20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

(3) 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないとき、財産の差押え等滞納処分を行います。

軽自動車税の減免

身体障害者等で一定の要件に該当する人は減免を受けられますので、納期限の7日前までに津市（名称）部（名称）課又は各総合支所（名称）課に申請してください。

一次の場合は必ず届出を！

- ◎ 住所が変わったとき
- ◎ 売買、交換、贈与、相続等で所有者が変わったとき
- ◎ 廃棄、紛失、盗難等で車両が手元から無くなったとき
- ※ 他人に手続を任された場合は、結果をよく確認してください。廃車又は名義変更等の手続がされずに、そのまま残っている場合が多々あります。
- ※ 手続を怠ると、実態に合わない形でいつまでも課税が続くことになります。

一届出先

一納付場所

一お問い合わせ先

(名称) 課 (名称) 担当 (電話番号)

一車種一覧

第64号様式その2（第21条関係）

(表)

年度軽自動車税納税通知書（口座振替用）

(住 所)	
(氏 名)	様方様

納税通知書番号	
お問い合わせ番号	
車両（標識）番号	
車 種	
税 額	円
納 期 限	年 月 日
(振替納付日)	

この軽自動車税は、納期限の日に、あなたが指定された次の金融機関の口座から振替納付させていただきます。

金融機関名		
口座の種類		口座番号
口座名義人	様	
金融機関コード		

右のとおり課税しましたから通知します。

年 月 日

津市長（氏 名） 印

《お知らせ》

—お問い合わせ先—

不服がある場合
この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に津市長に対して異議申立てをすることができま

延滞金等
(1) 延滞金

(2) 督促手数料
納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料を加算して納付しなければなりません。

■ 軽自動車税の減免
身体障害者等で一定の要件に該当する人は減免を受けられますので、納期限の7日前までに建市(名称)部(名称)課又は各総合支所(名称)課に申請してください。

※ 他人に手続を任された場合、結果をよく確認してください。廃車がされている場合、そのまま残っています。

※ 手続を怠ると、実態に合
われない形でいつまでも課税
が繰り返すことになります

■ 軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税され
ます。

■ 軽自動車税は、割課税の制度はありません。したがって、4月2日以降に廃車をされた場合は、税額の減額や還付はありません。

[illegible]

——一届出先——

車種	年税額	車種	年税額

附 則

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

津市告示第 97 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 10 項の規定により、平成 13 年美杉村告示第 88 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 21 年 4 月 17 日

津市長 松田直久

1 届出者

宝生自治会

三重県津市美杉町竹原 3575 番地 2

代表者 奥谷正一

2 変更に係る事項

(1) 規約の変更

変更前	第 37 条 地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。
変更後	第 37 条 地方自治法第 260 条の 2 第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の規定により解散する。

3 変更の理由及び年月日

平成 20 年 12 月 1 日に民法が改正されたため、平成 21 年 3 月 28 日の通常総会において改正した。

津市告示第 9 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により、平成 1 6 年美杉村告示第 6 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 4 月 1 7 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

小西地区

三重県津市美杉町八知 1 3 4 5 番地

代表者 服 部 重 衛

2 変更に係る事項

(1) 規約の変更

変 更 前	第 3 6 条 地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 5 項において準用する民法第 6 8 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。
変 更 後	第 3 6 条 地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の規定により解散する。

3 変更の理由及び年月日

平成 2 0 年 1 2 月 1 日に民法が改正されたため、平成 2 1 年 3 月 2 9 日の通常総会において改正した。

津市告示第 99 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 10 項の規定により、平成 10 年美杉村告示第 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 21 年 4 月 17 日

津市長 松田直久

1 届出者

中村組自治会

三重県津市美杉町下之川 1886 番地

代表者 辻谷正次

2 変更に係る事項

(1) 規約の変更

変更前	第 37 条 地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。
変更後	第 37 条 地方自治法第 260 条の 2 第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の規定により解散する。

(2) 代表者の氏名及び住所

変更前	脇谷 清剛 三重県津市美杉町下之川 1302 番地 3
変更後	辻谷 正次 三重県津市美杉町下之川 1886 番地

3 変更の理由及び年月日

平成 20 年 12 月 1 日に民法が改正されたため、平成 21 年 3 月 28 日の通常総会において改正した。また通常総会において、平成 21 年 4 月 1 日より新任

津市告示第 1 0 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止する。

平成 2 1 年 4 月 1 7 日

津市長 松 田 直 久

記

別紙のとおり

別 紙

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
2462	一身田大古曾安濃線	津市一身田大古曾	
		津市一身田大古曾	
4258	南河路神戸線	津市南河路	
		津市神戸	
1210	牧 3 号線	津市牧町	
		津市新家町	
1803	羽野 9 号線	津市戸木町	
		津市戸木町	
636	百々 2 号線	津市芸濃町椋本	
		津市芸濃町椋本	









